



JASDAQ

平成23年9月26日

各 位

上場会社名 株式会社明豊エンタープライズ
代表取締役 梅木 篤郎
社 長
(JASDAQ コード 8927)
取 締 役
問合わせ先 執行役員 安田 俊治
管 理 部 長
(電話番号 03-5768-6573)

事業再生ADR手続の利用申請及び受理に関するお知らせ

当社は、今後の事業の再構築に向け、強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るべく、この度、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)を利用することといたしました。

当社は、事業再生ADR手続の取り扱い事業者として法務省より認証及び経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会(以下、「JATP」といいます。)に対して、本日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理されましたので、お知らせいたします。また、当社は、同日付で、JATPとの連名で、当社のお取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。

なお、事業再生ADR手続は、当社のお取引金融機関を対象として進められる手続ですので、現在当社とお取引をいただいている一般のお取引先の皆様には何ら影響を及ぼすものではございません。

また、当社の子会社である株式会社明豊プロパティーズ(以下、「当社子会社」といい、当社と併せて「当社グループ」といいます。)は、今回当社が申請した事業再生ADR手続の主体ではございませんので、当社子会社のお取引金融機関を含むお取引先の皆様には、何ら影響はございません。

当社におきましては、事業再生ADR手続を利用しつつ、今後も全社一丸となって、不退転の決意をもって、抜本的な事業の再構築に鋭意取り組んでまいり所存ですので、株主の皆様、お取引金融機関をはじめとするステークホルダーの皆様には、多大なご負担とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げますとともに、今後ともご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

当社が事業再生ADR手続の申請に至った経緯及び申請の概要につきましては、下記のとおりです。

記

1. 事業再生ADR手続の申請及び受理

(1) 事業再生ADR手続の申請を行うに至った経緯

当社は、サブプライムローン問題に端を発した世界的な極めて厳しい事業環境下の平成21年3月より、事業再構築計画、財務体質改善計画、経営合理化計画からなる『経営改善計画』を実施し、有利子負債の圧縮と当社子会社を含めた組織・人員のスリム化、経営の効率化及び経費削減等による財務体質の改善等の自助努力を行ってまいりました。さらに、平成22年10月には、不動産市況が回復してきたこともあり、凍結していたプロジェクトの再開及び新規事業の推進を行うべく、中期経営計画『TAKE OFF 2015』を策定し、更なるたな卸資産の売却によって有利子負債の圧縮を加速させ、また、新規事業への取組み着手に向け準備しておりました。その結果、平成20年2月には金90,000百万円にまで膨れ上がっていた当社の有利子負債を、約5,600百万円にまで圧縮することができました。

しかしながら、依然として有利子負債への依存度が高い水準にあり、お取引金融機関に対する約定弁済については、安定的に賃貸収入を生む大型保有物件等の売却にて進めざるを得ず、手許資金が逼迫している状況が続いておりました。そのような経営状況の中、本年3月に発生した国難ともいふべき未曾有の大災害である東日本大震災によって、再び不動産市況が悪化したことが追い打ちとなって、当社の収益及び資金繰りは急速に悪化し、平成23年7月期においては、約1,416百万円の債務超過に陥り、当社単独での抜本的な再生を図ることが困難な状況に陥りました。

(2) 事業再生ADR手続の申請及び今後の方針

以上のような状況を踏まえ、当社におきましては、今後の当社事業の再構築に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るためには、お取引金融機関に対して金融支援をお願いせざるを得ないとの認識のもと、前述のとおり、当社について、事業再生ADR手続の利用を申請し、JATPより受理されるに至った次第であります。

今後のスケジュールにつきましては、後記2記載のとおりですが、当社におきましては、これまでどおり事業活動を継続しながら、事業再生ADR手続の中で、公正中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただきつつ、お取引金融機関と事業再生計画案の協議を行ってまいります。

当社は、現在、当社グループを支援するスポンサーを選定すべく鋭意交渉を進めており、今後、早期にスポンサーを決定した上で、事業再生計画案の具体的な内容を確定させる所存ですので、スポンサーが決定次第速やかにお知らせいたします。

なお、当社は、事業再生計画案の決議までの間における当社の資金繰りのために、資金調達(プレDIPファイナンス)を行うことを想定しており、当面の資金繰りについては、特段の問題を生じない見込みである点を併せてお知らせいたします。

(3) 大阪証券取引所における規則

大阪証券取引所の定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」によれば、JASDAQ等の上場会社が財政状態の改善のために債務免除等に関する合意を債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額が最近事業年度の末日における債務の総額の10%以上である場合に限る。)には、当該合意を行ったことについての書面による報告を大阪証券取引所が受けた日に、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第7号(破産手続、再生手続又は更生手続)前段に該当することとなります。

この場合において、大阪証券取引所が認める再建計画の開示を行った場合(「JASDAQにおける有価証券上場規程」第50条第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請(以下「当該申請」といいます。))が必要となります。において、当該再建計画を開示した日の翌日から1ヶ月間の上場時価総額が5億円以上となるときは、上場維持されることになります。

当社は、債務の総額の10%以上の債務免除を受けることを計画しており、その旨の合意を債権者等と行った場合には大阪証券取引所に当該申請をする予定です。

2. 今後の見通し

事業再生ADR手続に関するスケジュールは以下のとおりとなっております。

平成23年10月7日予定	第1回債権者会議(事業再生計画案の概要説明のための債権者会議)
平成23年12月予定	第2回債権者会議(事業再生計画案の協議のための債権者会議)
平成24年1月予定	第3回債権者会議(事業再生計画案の決議のための債権者会議)

以 上